

ここに日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條(教育の目的) 教育は、人格

第五條(男女共學) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならぬものであつて、教育上男女の共學は、認められなければならない。

第六條(学校教育) 法律に定める学

の完成をめざし、平和的な國家及び社会の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價值をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行わなければならぬ。

校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共團體の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

るべきものである。
教育行政は、この自覚のもと
に、教育の目的を遂行するに必要
な諸條件の整備確立を目標として
行われなければならない。

第十一條(補則) この法律に掲げる
諸條項を実施するためには必要があ
る場合には、適当な法令が制定さ
れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から、これ
を施行する。

國朝文忠公集

〔國務大臣高橋誠一郎君著〕
國務大臣（高橋誠一郎君） 今日上程
に相成りました教育基本法案に付きま
して、其の提案の理由並に内容の概略
を御説明申上げたいと存じます、民主
的で平和的な國家再建の基礎を確立
致しますが爲に、曩に憲法の割期的
的な改正が行はれました、之に依りま
して先づ民主主義、平和主義の政治的
的、法律的な基礎が作られたのであり
ます、併しながら此の基礎の上に立つ
て眞に民主的、文化的な國家の建設を
完全致しますと共に、世界平和に寄
與すること、即ち立派な内容を充實さ
せることは、國民の今後の不斷の
努力に俟たなければならぬことは勿論
でございます、さうして此のことは一
に懸つて教育の力にあると申しても敢
いと存ずるのであります
過言ではないと存するのであります
、斯くの如き目的の達成の爲には、
此の際教育の根本的刷新が斷行せられ

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社会の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價值をたつと精神性に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならない。

第二條(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において實現されなければならぬ。この目的を達成するために、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢献するよう努めなければならない。

第三條(教育の機會均等) すべて國民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機会を與えられなければならぬのであって、人種、信條、性別、社會的身分、經濟的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

國及び地方公共團體は、能力があるにもかかわらず、經濟的理由によつて修學困難な者に対して、獎学の方法を講じなければならぬ。

第四條(義務教育) 國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

國又是地方公共團體の設置する学校における義務教育について

授業料は、これを徵收しない。

第五條(男女共學) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならぬものであつて、教育上男女の共學は、認められなければならない。

第六條(學校教育) 法律に定める學校は、公の性質をもつものであつて、國又是地方公共團體の外法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める學校の教員は、全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならぬ。このために、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七條(社會教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社會において行わられる教育は、國及び地方公共團體によつて奨励されなければならない。

第八條(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これをおこなうべきである。

法律に定める學校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動を行はなければならない。

第九條(宗教教育) 宗教に関する寬容の態度及び宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

國及び地方公共團體が設置する學校は、特定の宗教のための宗教

是であるかを明示したのであります、第十條教育行政の條下に於きましては、教育行政の任務の本質と、其の限界を明らかに致した次第でございまして、以上本法案制定の理由、性格等に内容を御説明を申上げたのでございましたが、此の法案は教育の根本的刷新に付て議すべく、昨年九月内閣に設置せられました教育刷新委員會に於きまして、約半歳に亘つて慎重審議を重ねられました綱要を基と致しまして、政府に於て立案作成致したものであります、尙本法案は樞密院の御諮詢を経たものでござります、何卒眞重御審議の上御協賛あらむことをお願ひ申上げる次第でございます。

ものを、官制と云ふものの前文として示されたのでありまするが、教育に關することは其の制度審査の官制の如きものに於ても重要視されて居ると云ふ育其のものに關する所の制度の如きは、特に重んずべきものであると云ふことが是で察知せられるのであります、是は此の前文にも規定してありまする通りに、新しい日本の教育の基本を確立する爲に制定せられる法律でありまして、極めて重要なものであることは言ふ迄もありません、此の法律の基本内容に付て考へまする前に、先づ注意を要約して纏つて居ると云ふことであらるゝことが二つあります、其の一つは教育に關する所の基本的の規定が一個の法典に簡単ではあるけれども、内容に付て考へまする前に、先づ注意せらるゝこと、次には其の規定を法律、即ち国民の意思の參加に依り制定せらるゝと云ふこと、此の兩點でありまして、是は内容の問題とは離れて、此の法律が實に重大な意味を持つて居ると云ふこと、形式の上から、我々に知らしむるものと考へて宜いのであります、でありますから、さう云ふ教育基本法を制定するに當りましては、政府は勿論、我々國民の方でも極めて眞剣にならなくてはならないのであります、其の内容が簡単である、従つて條文の數が少ないと云ふやうなことや、或は又其の條項の適用が必ずしも目前の事實に直接に即應すると云ふものではないと云ふやうな、さう云ふことに依つて此の法案の重大なる所の意味を窺却するが如きことがありますたらば、私は思ひまするのに、折角此の日本に新憲法を制定して、我が國の將來の發展を期せむとする態度を執りながら、其の態

度を、只今文部大臣の言はれた如く、根本的に實現するに必要な所の教育と云ふやうなものを、眞に我々國民が尊重して居るものであるかどうかと云ふことに付て疑はざるを得ないのであります、教育の尊重と云ふことが我が國に於きまして口に唱へられることは實に久しい、而も常に唱へられて居るのであります、併しながらそれは若し私が言葉を許すならば、實は唯口の上で唱へることに過ぎないのでありまして、實は尊重を唱へられて、而して其の實の擧らざることは、教育の尊重と云ふことより甚だしきはないと考へて居るのであります、而して此の教育の尊重を論ずる場合に當りましては、必ず教員の優遇と云ふやうなことから實先に論ずるのである、教育の尊重は教員の優遇と云ふことを必要とすることは言ふ迄もありませんけれども、そんなことばかりを教育の尊重と云ふやうなことの著眼點として論じて居る間は、眞に教育は尊重されないと信するのであります、斯う云ふ見地から申しますれば、今回政府の人が其の教育の根本に關しまする所の諸條項を一個の法典に纏めて、さうして先刻文部大臣の御話にもありました通りに、法律と云ふものに依つて制定せられると云ふ其の御努力は私は全く贊成であり、且又非常に敬意を表して居る譯であります、唯併しながらそれだけ此の教育基本法と云ふやうなものに付きましては、最も我々は注意して之を考察しなければならぬと云ふことを感ずるのであります、教育は言ふ迄もなく人間を造ることでありまするが、其の關係する項目は頗る範圍が廣いのである、其の範圍の廣いものを極簡約に一個の法

典に纏め上げると云ふことは、實は極めて困難なことであると私は思ふのであります、簡単であると云ふことは、恰も其の法典を審議する場合に當りきまして、極めて根本的に考へなければならぬと云ふことを意味するものであるからと思ふのであります、現に此の教育基本法の規定を見ますすると云ふと、各方面的色々のことにはが關係して居る、而も關係事項を規定することは極めて簡単であります、さう云ふ見地から私は此の法案に付きましては色々の問題を持つて居る者でありまするけれども、併しながら斯かる教育基本法は今日の時代に於きましては、其の内容が多少缺點がありまして成立致さしたいし、且又審議の期間も十分でないのではありますから、極めて私の重視して居る所の點を並べまして、之に付て政府の御意見を伺ひたいのであります、主として、文部大臣の御説明を中心とした質問でありますけれども、本黨に考へるならば、實は内務大臣及び大蔵大臣にも關係があることでありまするけれども、併しながらそれは御都合で、どうでも宜しうございます、そこで私は第一に、教育制度の法律化は、今後如何なる程度で之を貫徹する方針であるかと云ふことを御尋ね致したいのであります、只今文部大臣の御説明の如く、我が國に於ける教育制度は從來勅令とか其の他の命令、省令等を以て規定されて居ることが多いのでありますけれども、極めて例外である、そこで此のことにつきましては、私共は一個の學徒として豫て反対し來つて居るのでありますて、法律を以て規定

律違反と云ふものにはならない、と云ふことになりますのですが、それは所謂形式的の法理論でありまして、苟も基本法と云ふものを出かさうと云ふ時には、大體斯う云ふ事項に付ては將來とも法律で作らう、斯う云ふ事項に付ては命令でも宜からうと云ふやうなことに付きまして、相當の方針と云ふものがなくてはならないと考へるのであります、それでありまするから、私は今後此の教育制度の法律化と云ふことを貫徹すると云ふことに付て、如何なる程度迄、貫徹すると云ふ方針であります、例へば小學校に致しましても、中學校に致しましても、又は大學の講座するか伺つて見たいと思ふのであります、例へば小學校に致しましても、貫徹すると云ふことを設けるかと云ふことは、是は實は實際に於て非常な重要な影響を持つものであらうと私は思ふのではあります、が、今日はさう云ふものは或は勅令に依り、或は又其の他の、甚だしきに至つては省令等で作つて居るのであります、が、是等のことに付きまして、どう云ふ御方針であるかと云ふことを唯ちよつと伺ひたいのであります、それから第二に教育活動の展開の基礎として、如何なる人間觀を立てて居るのであるか、斯う云ふことに付て御伺ひ申上げたいのであります、教育と云ふものが如何なる目的を持つて居るかと云ふやうなことは、元來法制で定むべきものであるか、或はそれは教育家とか、或は少くとも教育學者と云ふやうな者の研究する所に權威を認め、さうしてそれに依つて認むべきものであるかと云ふことは、それ自身問題であります、教育の目的と云ふやう

なこと、さう云ふ意味に於て、法制の上にどの程度迄示す、示すと云ふよりも、法制で定めますならば、それは示すのではなくて定めがあるからであります、定つて居る、唯示す場合と、其の法に依つて定めると云ふことは、非常に違つて居るのである、教育基本法的に言つて居るのは、教育の目的として此の法以外に何等かの權威ある態度に依つて考へられるものを此處で示すと云ふのではないと致しますれば、此の教育の目的と云ふやうなことは付きましても、なかなか簡単には不宜いと云ふ譯にはどうもいかないかと私は思ふのであります、そこで教育は、私は何も教育のことを此處で言ふのではありませんし、唯法に關係ある限度に於て言ふのでありますから、私は教育のことは一向能く分りませんが、併しながらまあ教育學者などの教育へられる所に従つて御話申上げるのでありまするが、それに依れば、結局良い人間を造る、良い人間を造ると云ふ、さう云ふ繼續的の活動だ、教育は……、従つて教育と云ふのは、唯其の時々の瞬間と云ふやうなもの、現れて居る態度と言ふのではないのであります、詰り所謂教育をする所の人間の繼續的活動であつて、それは詰り良い人間を造ると云ふ、さう云ふ觀念の基礎の上に其の活動と云ふものが展開して行くのであります、でありますから、此處で詰り教育基本法なるものが、兎に角さう云ふ教育の目的と云ふものを法制の上で表はさうとする上に於きましては、其の教育の目的と云ふやうなことは、さう簡単に決むべきに付きましても、さう簡単に決むべき

ものでないのであらう、教育は良い人間を造るのであると云ふことを其の方の専門家から我々教へられて居るのであります。そこで其の教育一般の目的と云ふやうなこと、良い人間觀でありますが、如何なる人間が良いかと云ふことは、是はどうも色々の原則を考究して考へなければならぬのでありますから、私共が實はさう述べ得る資格のないことあります。唯法的立場では私共は論じ得る資格があると許して戴きたいのであります。それには人間觀と致しましては、一般云ふやうなものとして良い人間と云ふこともあります。併しながら日本の人として良い人間と云ふこともある。だらうと思ふのであります。而して此の法制とすると云ふ立場に於きましては、唯教育上の説明とか、教育學上の説明とか云ふことでなしに、我が國の日本の教育の即ち法制と云ふこととの據つて立ちまする所の基礎とすべき人間觀と云ふことに相成りますと云ふと、良い日本人を造るとな云ふことになくてはならないかと思ふのであります。良い日本人は、固より一般に良い人間が何であるかと云ふことを教へると云ふことは言ふ迄もありませぬけれども、併しながら良い人間と云ふことは、人間觀を含んだ意味に於ての、其の良い日本人觀と云ふものがなくてはならない、少くとも法制の上で人間觀と云ふやうなことを明かにする場合には、人間觀を含んだ意味に於ての、其の良い日本人觀と云ふものがなくてはならない、少くとも法制の上で人間觀と云ふやうなことを明かにする場合は、日本人として良い人間觀と云ふことに著眼して規定を設くべきものであらうと私は思ふのであります。が、此

の點に至りますと云ふと、此の教育基本法は「一般に良い人間と云ふやうなことに付て、著眼されて居るのでありますけれども、併しながら良い人間としての日本人觀と云ふものに付きましては、私の見る所に依りますれば、十分でないと思ふのであります。それ故に教育學上の説明とか、教育家の態度とか、教育的基本法と云ふものに付けては、云ふやうなことの説明としては、それが宜いかも知れませぬけれども、日本教育として日本人を造ると云ふやうなことから見ますと云ふと、どうも法制的に見ますと云ふと、私共は之に不満足を感じるのでありますから、ちよつと御尋をしたものであります。我が日本の教育活動を開闢をさせると云ふことで、此の繼續的の行動の基礎として、特に良い日本人を造ると云ふことに著眼して、それを其の教育基本法と云ふものに特に明かにすると云ふことではなくては、教育に關する國家の法制とはどうも考へられない、斯う云ふ風に此の一般的の教育學説とか、一般的の教育家の態度と云ふやうなことを宣言することとは、日本の教育法制は異なるなければならないけれども、皆さんのならぬと、斯う云ふ風に思ふのであります。何かなものでありますか、此の點に付きまして、どうしても考へ及ばなくてはならないのは、皆さんの教育勅語のこととは、是は其の善い要素が示されて居るのみならず、此の良い人間たる日本人と云ふ人間觀が教育勅語に示されて居るのであります。さるとしてそれを即ち教育の根本の建前とし

てなされて居つたと思ふのであります
すが、其の教育勅語は此の教育基本法
と如何なる關係に立つものであらうか
と云ふことを御尋ねするのであります
す、教育勅語の内容其のものが、今後
も妥當であるとか、そんなことを言
うなるのであるか、それで或は教育勅
語は此の教育基本法に依つて、将来ど
うなるのであるか、唯教育勅語と云ふもの
ではない、唯教育勅語と云ふもの
は、此の教育基本法に依つて、将来ど
うなるのであるか、それで或は教育勅
語に代ると云ふ意味を持つて居るもの
でありますか、或は教育勅語と相
互に併存すると云ふ意味のものであります
らうか、其の點を私は伺ふのであります
す、それは先刻申しましたやうに、私
は法制としての立場から此の問題を論
ずるのでありますから、此のことにつ
きましては非常に重大なことであつ
うかと思ふのであります、元來教育勅
語は近頃に於てこそ、是が非常に金井
玉條の如く、何人も之を侵すとの出
ました、併しながら是は今日に至りま
す間に屢々……一體君主國の君主た
る個人が、人間の道徳に關する、即ち
道徳的行動、人間の心術を規定するや
うな、さう云ふものとしての道徳的規
範を一國の君主が個人として規定
して、是で以て國民に要求すると云
ふことは、實は非常な問題となつた
とがあるのです、言ひ換へて目
れば、斯う云ふ勅語で以て一般國民の
道徳律を律すると云ふことは、政治上
許されないことでないか、そんなこと
とは許されても不可能ではないか、さ
う云ふやうなことが問題となつたこと
が實はあるのであります、此の問題は
今日殆ど何人も忘れて居るが、兎に角
さう云ふことが問題となつたのであり

れて居る所が間違つて學生に傳つては
いけないと云ふこと、故に教育者として
其の眞理其のものの爲に研究するので
ありますけれども、併しながら教育者として
の學生に對する氣持に於きましては、
間違つたことを彼等に傳へは
いけない、又眞に自分の思つて居ること
を本當に理解して與れるやうに思ふ
のが、是は大學の教師の教育者として
の愛である、でありますから、それは
小學校の先生の兒童に對する愛と
は違ひますけれども、要するに其の
意味に於て、それゞゝの任務の立場に
於て、良い人間を一つ造つてやらう、
是が即ち教育者の使命である、
斯う思ふのでありますするが、從つ
て此の使命と云ふものを達すること
とに付きまして、極めて眞剣なる
態度を持たなければならぬと云ふことは、
は、今更言ふ迄もないことであります
ですが、處が本法に於きましては、
唯其の使命を自覺して、さうして其の
職責を何とか眞面目に盡さなければな
らぬと云ふやうな、さう云ふ意味のこ
とが書いてありますですが、それなら
ば別に教員に限らない、自己の使命
を、即ち能く認識しまして、さうして
其の使命を、即ち其の職責を盡すやうに
一生懸命にならなければならぬと云
ふことは、別に教員に限りはしない、そ
れは一般公務員は殊にさうだ、公務員
に限らず、我々普通の人間でもさうで
ありますかが、そこで、教員と云ふもの
に付きましては、唯自己の使命職責と
云ふものを一生懸命に盡さなければな
らぬと云ふやうな、そんなことではな
いのであって、即ち自己のやつて

居る仕事が、教育を授けて居ります所の其の人を良き人間にする所の其の人を良き人間にするに、私は使命を、教育者は使命を感じます。此の使命を感じる時には、色々な場合に其の態度は規定される、ゼネラリストの如き、即ちゼネラリストの善い悪いは別でありますけれども、教員と云ふものがゼネラリストをしてさうして其の授業を休む、唯決らない間に休息する所の人の態度とを比較して見る時は、何等か區別があらなければならぬと致しまするならば其の著眼點は即ち教員の使命と云ふものがあつて、其の使命遂行の態度として、授業の活動的對象でありますする所の其の人間を良くしてやると云ふことの爲に、日々勉強して居ると致しますれば、私は玆にゼネラリストとして、教員諸君がゼネラリストをやつた場合に、自己の使命と云ふ、本當に自己に特有な使命との關係に於て、果して其の教育の相手方たる人間に對する所の愛と云ふものが徹底して居ると言へるのでありますか、さう云ふことを御尋ねするのであります、でありますから、此の點に於ましては、ストライキと云ふやうなことを私は是認して居る一人でありますけれども、併しながら、其の使命から決つて來なければならぬと云ふことを私は考へます、此の内容から決つて來なければならぬ、其の使命から決つて來なければならぬと云ふことを私は考へます、此の基本法に於きましては、何處を見ましても、さう云ふ教員其のものに特有な

る所の使命、及び其の使命遂行の態度、と云ふものは出て來ない、何處から見ても、…、それで此の法制に於きまして、教員のさう云ふ使命、態度を規定せざるならばそれで宜しい、規定する以上は、別に矢張りさう云ふ點に著眼して、もう少し、もつと明確に行かなければならぬかと思ひます、此の教員の使命、及び遂行の態度と云ふものは、實は或意味に於て絶對的のものでありまして、斯う云ふ態度を以て爲します所の教員から受くる影響と云ふものは、非常に重大なものである、其の教育を受くる者の境遇とか職業とか云ふやうなことはもう超越して、非常に影響があるのです、事々しき言葉で云ふ國籍と云ふやうなものを超越しても、さう云ふ教育者の使命と云ふものが非常に實現されるのである、事々しき言葉で云ふ「簡単」と呼ぶ者あり是が今日非常に教育と云ふものの効果を擧げて居りますして、北海道の大學生から色々な人材が出たのは是がクラーク先生の御蔭であると云ふことは、何人も言つて居ることでありますから、斯う云ふやうなことをどう云ふ風に考へられて居るのであらうか、斯う云ふことを言ふのであります、それから三と致しましては、教員と云ふものの養成の方法に付て御尋ね致したいと思ひますが、どう云ふ原因で減つたのであらうかと云ふ者が非常に減つたと云ふやうなことがありますするが、是等のことは一體どうあります、それからして第四に於きま

しては、祖國觀念、祖國觀念の涵養と云ふことに付きまして、政府は如何なる用意を持つて居られるかと云ふことを御尋ねして見たいのであります。人間は言ふ迄もなく、今日の現實の状態に於きましては、即ち何處かの國に屬して居る、我々も日本と云ふ國に屬して居ると云ふことは言ふ迄もありませぬから、それで即ち其の國に親しむ、愛すると云ふやうな強い祖國觀念のあることは疑ひないが、併し祖國觀念と云ふものが、又外的の事情に依つて色々影響を受ける所がある、其の祖國觀念と云ふものをそれ故に特に涵養する云ふやうなことに付きましては、教育上非常に注意しなければならぬと私は思つて居るのであります、でありますから、此の事は國の如何に拘らず、日本のみでありませぬ、英米に於きましても矢張り自己の國、自分の國と云ふことの觀念を養成することに付ては、事毎に努めて居ることと思ふのであります、嘗て私はアメリカを旅行しました時に、アメリカの或人が言ひますのに、アメリカでは非常に自己の國旗を愛すると云ふことを言うた、國旗を非常に尊敬し愛すると云ふことは、之に依つて自己のアメリカと云ふ國、祖國觀念を即ち植ゑ付けると云ふことに役立つと云ふことを私は聞いたことでありまするが、さう云ふ意味からして、何等か祖國觀念の養成と云ふことに付て、どう云ふ御考を持つて居られるかと云ふことを、御尋ねするのであります、例へば、即ち我が國の開國の日たる所の紀元節、我が國の紀元を即ち記念すると言ふやうなことは、今日に於きまして是非常に表へて居りますが、其の紀元節、我が國の紀元を即ち記念すると云ふ御考を持つて居られるかと云ふことを、御尋ねするのであります、例へば、即ち我が國の開國の日たる所の紀元節、我が國の紀元を即ち記念すると言ふやうなことは、今日に於きまして是非常に表へて居りますが、其の紀元節、我が國の紀元を即ち記念する

元節の期日其のものが歴史的に誤解を
居るかどうかと云ふことは別と致しま
して、兎に角我が國の詰り國が筆つた
と云ふやうな、さう云ふ事柄を記念的
に想ひ起すと云ふことは、祖國觀念に
必要なものであらうと私は思ふのであ
りますが、斯う云ふことは如何なもん
でありますか、それからして、詰り
只今申しましたやうな國旗と云ふやう
なことに付きましたも、餘程今日では
考へ方が違つて居る、扱ひ方が違つて
居る、斯う云ふ風に思ふのであります
す、是等の意味に於きまして、特別に
政府は用意をせなければならぬかと私
はまあ思ふのであります、それから教
育の行政に於きます所の學校當局者の
地位と云ふものを如何にするかと云ふ
ことに付て、御尋ね致したいと思ふの
であります、是は此の基本法に規定し
てあることなんでありますから、即ち
教育行政と云ふ一項に規定してあるこ
とでありますからして、御尋ねするの
でありまするが、教育は、不當な支配
に服することなく行はれるべきもので
あると云ふことは、是は言ふ迄もない
ことであるが、併しながら教育者に對
しましては、何處からか監督がなくて
はならないと云ふことは、言ふ迄もな
いことで、學校の先生と雖も全能の者で
ありませぬから、そこで教育に關する
所の監督と云ふものに付て根本的にど
う云ふ態度を持つて居るか、併し監督
が必要でありまするが、さう云ふ點に付
があつても、學校當局と云ふものには、
即ち全然信頼をして、其の教育のこと
に當らせると云ふやうなことが、根本に
必要でありまするが、さう云ふ點に付
て即ち御意見を伺ふのです、是は唯觀
念的に伺ふのであります、學校の教
育の場らないと云ふことの理由は色々

ありませうが、其の中でも學校當局者と云ふものが眞に精氣魂を以て教育のことに當ることが出来ないと云ふ事情に置かれて居ると云ふことが、其の有力なる原因であると我々は聞き傳へて居るのである、其の精氣がないと云ふことは、實は教員に對する所の監督と云ふものが不當に行はれて居るのではないかと云ふ風に、まあ思はれるのでありますからして、此の點に付きましては非常に重要な根本見地を學校の教員、學校の當局と云ふものには、どれだけの信頼と、どれだけの責任ある所の獨立の態度を認めるのであるか、斯う云ふことがあります、是は教育の根本の問題であると私は思ふのであります、此の點に付きましては文部大臣と共に、實は内務大臣と云ふ方面的説明が非常に重要でありますけれども、今日はおいでになつて居りませぬから、唯其の問題だけを申上げるのであります、それから終ひに、教育の費用の支出方法に付て根本策を調査するの必要があるのではないか、此の點に付て御尋ね申上げる、教育と云ふものの尊重すべきと云ふことは、何人も言つて居る、従つて又其の費用と云ふやうなものが少いと云ふやうなことは、もう重々言はれて居る、現に昨日も此の本院に於ても論議せられたのであります。ですが、さう云ふ費用、教育は大事であるからして、費用は惜んではいかぬ、併しながら費用はないと云ふやうなことに相成りますと、是は實は水掛論のやうになりますから、そこで教育費用と云ふものを支出する所の方法が此處で研究調査して置くと云ふ必要があるのでないか、斯う云ふこと

を御尋ねねるのであります、そこで其の根本策と云ふものとして考へられることは、色々ありますけれども、それは今日は無論止めて置きますが、そこでさう云ふ教育費用の支出方法に付ての根本策を調査すると云ふやうなことに、特に其の爲に一つの何等か機關を此處で設けたらどうかと云ふやうなことを、私は政府に御意見を伺ふのであります、以上は此の教育基本法と云ふものに付て、私共が國家の制度と云ふものとして見た立場からして御尋ねしものであります、言ふ迄もなく是は極めて重要な法案でありますから、之に付て明確なる所の御意見を伺ふことが出来れば、大變有難いと思ふのであります

ざいます、第二には、教育活動の展開の基礎として如何なる見解、人間觀をして居るかと云ふにあつたと思ふのであります。が、教育基本法に於きまして、先づ人は人間たるの資格に於て品位を備へて居るものでありまして、何等他のものと替へらるべきものでないと云ふ意味に於て、其の前文に於きて居るのであります、次に人間の中には無限に發達する可能性が潛んで居ると云ふ考を基礎と致しまして、教育は「個人の尊嚴を重んじ」と讀つて居るのであります、第一條には「個人の價値をたつとび」と申して居るのであります、第三に、人間は單に此の資質を發達し培養しなければならないのであります、之をば第一條に「個人の價値をたつとび」と申して居るのであります、第三に、人間は單に個人たるに止まらず、國家及び社會の成員であり、形成者でなければならぬと云ふことも亦此の基本法に於ける人間觀の基礎として居る所のものであります、更に人間は眞、善、美などの絶對價値の實現を追求するものと致しまして、文化活動の主體であると考へるのであります、是等を基礎と致しまして、教育が人格の完成を目指さなければならず、普遍的に而も先程仰せのありました所の日本人として、又個人と致しまして、個性豊かな文化的創造を目指さなければならぬとして居るのであります、此の個性豊かなと云ふ點に十分日本人としての特性を發揮せしむべきものであると云ふ點が語はれて居るのであります、又教育勅語との關係に付ての御質問がございまして、が、教育勅語は我が國教育史上重要な意義を有するものであり、重大なる役割を果して居つた所のものであります。が、何と申しましても、明治三十年に發せられたものであり、時代の

推移に連れましても不十分な所も生じましたし、又其の表現の仕方に於きましては、専門的知識をもつてゐる者には存しないでござりますが、次は教員の使命に關する御質問であつたと存じます。教員は一般公務員以上のものでなければならぬと考へるのであります。若しくは軍國主義者に依りまして曲解されることはもつたのであります。しかし、甚だ遺憾に堪へないのであります。新らしい精神に従つて之を改めたいと云ふやうな者を持つて居た者もありますが、斯くの如きことを致しましては、却て皇室に御迷惑を掛ける虞なしとしない、斯様なことがあつては誠に相濟まぬのみならず、民主的文化國家を建設する新しい教育の方針を定めまするが爲には、唯先程も申上げましたやうに、法律の形態を以てすべきものであると云ふ考に到達致したのでござります。此の法案の中には、教育勅語の良き精神が引繼がれて居りまする所と云ふ考はないでござりますが、又不十分な點も改めて表現せられて居ると考へるのであります。教育勅語を敢て廢止したいのでござります。現に廢止して居るのでござります。殊に教育勅語を神格化致しましたり、形式的教育の弊を招いて、新しい時代に相應はしくないやうなことを生じまするので、今後は學校に於て捧讀することを廢めると云ふことに致して居るのでござります。併しながら敢て之を廢止すると云ふ考の使命に關する御質問であつたと存じます。教員は一般公務員以上のものでなければならぬと考へるのであります。

康な國民」と謳つて居るのであります、更に前文の第二項に於きまして、「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」とありますのは、健全なる國民、文化の創造延ひては健全なる祖國愛の精神の涵養を含むものと考へるのであります、人格の完成、戀て是が亦祖國愛に伸び、世界人類愛に伸びて行くものと考へるのあります、尙内務大臣に對する御質問がありましたのでござりまするが、或は内務大臣から直接御答になることと考へます最後に學校教育費用の支出に關する點を御質問になつたのでありまするが、文部省と致しましては、學校教育に關する財政の獨立に付きまして色々研究致して居るのであります、是が實現致しますれば、恒久的な教育費の財源が確保せられることとなると存じます、甚だ不十分でございましたが、或は申し落した所がございまするかも知れませぬでござりまするが、一先づ是で終ります。

○佐々木惣一君　只今御答辯を得ました有難うございました、唯矢張り私の言葉が不十分であります爲か、適切に御答辯を得たやうな感じがしないのであります、併し尙外の機會に御答辯を承ることになるかも知れませぬが、是で私の質問を打切ります

○議長(公爵徳川家正君)　澤田牛齋君

[澤田牛齋君登壇]　澤田牛齋君

○澤田牛齋君　只今上程になつて居りまする教育基本法ど云ふものは、私は實に數年貴族院に列して居りまするけれども、初めて會つた珍しい法案であります、仍て一言疑問のある所を申述べて御答辯を得たいと思ひます、結論から端的に申しますと、此の法案は

は思ひます、説教ではないかと思ひます、法律と道徳との分野は、是は私が喋々する迄もなく決つて居ることであります、法律の講義や國民の心得などと云ふことを一々法律で規定する必要はなからうと思ひます、それよりはもつと法律と云ふものは進んで居るものと私は法學生の一人として思ふのであります、さう云ふ點に付て此の立案者は非常に倫理の講義が好きな傾向を持つて居るやうであります、さう迄にしなくちやならぬものであらうか、此の教育基本法と云ふものには殆ど法としての必要な規定はないやうに思ふ、(拍手)先づ必要であると思へば、第四條の義務教育は九箇年、それから第六條の、勝手に學校を建てちゃいけない、法律で學校を建てるのを禁止して居る、此の條項が先づ必要と思ふのでありまするが、義務教育九年と云ふことは、學校教育法と云ふのが別に出ると云ふのだから、それに書けば宜いことである、それから法律で學校を勝手に建てちゃいけぬと云ふ禁止の性質を持つものでありまするが、是は併し隨分禁止的な事柄であつて、特定の宗教の活動をしてはいけない、か、自由主義に反するものではなからうかと思ふ、それから第八條に特定の政黨を支持してはいけない、第九條に特定の宗教の活動をしてはいけない、ある點から言へば寧ろ是はちよつと考へ物ぢやないか、是が基本法と言ふことはどう云ふ所にあるのであるか、私はそれを疑ふのであります、それから各條共さう云ふ

點に付ては疑問がありますが、時間が極めて短かうござりますから、私は短くやる積りでありますから詳しく述べ申しませぬが、例へば第四條に義務教育、是もをかいのですが、第何條ある下に括弧して表題が何か意味が分らないけれども、書いてある、是は今迄の立法の例にないことありますするが、どう云ふことで斯う云ふことが出来たのでありますか、今後の立法には斯う云ふ括弧をした表題みたいなのものを條文の下にくつ附けるのでありますか、實に奇怪な形式だと思ふのであります、それは括弧のことですが、第四條に義務教育と云ふことを書いて居る、さうすると、義務教育九年と云ふことは、學校教育と別のことであらうか、甚だをかしい、第六條に學校教育とあることがあれば、第四條にはもうそれで義務教育と云ふものは、學校での教育に違ひないのであるから、第四條と第六條との間は觀念が非常に混雑して居るやうに思ふのであります、それから色々ありますけれども、順序を餘り立てずに質問を申すのですが、「第一條教育の目的」、是は先程佐々木博士も言はれましたが、教育の目的などと云ふことは教育學か何かの理論であつて、教育は、例へば入格を養成するとか、或は此の代の文明を次の代に移し行く爲のプロセスであるとか、色々な學說があるでせうが、そんなことは何も法律で決めなくて、又學說で決めれば宜いのであつて、教育の目的なんと云ふことを法律で決めるとは私は無理だと思ふ、是は法律の規定の範圍外だと思ふのであ

りますが、まあ決めるにしても、先程文部大臣も眞善美とか云ふことを言はれましたが、美は抜けて居る、美がなければ人間社會は極めて殺伐なもので、是は最も大事なことが此處に抜けて居るのぢやなからうかと私は思ふ、それから「個人の價値」と云ふことを説いて居る、「個人の價値」と云ふことは非常にむづかしいことですが、「個性ゆたかな」と云ふことは是は形容詞であつて、決して法規の性質を持つて居ない、又文句の使ひやうも第一條には、「自主的精神性」と云ふことを書き、第二條には「自發的精神」と云ふことを書いてある、自主的精神性と自發的精神とどう違ふのであるか、是も能く分らぬ、それから教育の目的はあらゆる場所に於て實現されなければならない、教育の目的をあらゆる場所に於て實現すると云ふことはどう云ふことを意味するのであるか、法律の規定としては、説教ならばどうでも宜いが、法律の規定としては甚だどうも擱へ所がない、分らぬことである、それからまだ色々あります、全體的とか、全體の責任とか云ふことを頻りに言ふ、全體主義と云ふことは此の頃非常に悪いことになつて居つて、滅多に全體主義と云ふことを言ふとんでもない結果を來すことになるのぢやないか、それに此の法律に頻りに全體の責任を負ふが、國民全體が責任を負ふとか、全體の奉仕者とか、大變此の立法者は全體主義が好きな御方ぢやないか、さうするとははどうも危険思想と言はざるを得ない（笑聲起る）、それから先程文部大臣の御答辯で……法律の文句

でないが、保守反動と云ふことを教育勅語に關して仰せられたが、保守反動と云ふやうなことは或種の極端な左翼の人が使ふ言葉であつて、之を現内閣の大臣が、而も文部大臣が保守反動なると云ふやうなことは甚だ私共了解に苦しむべきものである。教育が一體直接に責任を負つて行はれると云ふことは、どう云ふこと指すのかどうも法の規定として私には分らぬ、それから教育は不當な支配に服するものではないと云ふ規定であります、不當な支配に服するものではないと云ふことは教育ばかりではない、總ての政治なり、總ての行政なりは不當な支配に服するものではないのであります、獨り教育が不當な支配に服するものでないと云ふことを書く必要がどこにあるか、不當な支配と云ふことは總てに於て否定されるべきである。それから第十一條の此の基本法を實行する爲には必要な場合には適當な法令が制定されなければならぬ。此の法律命令の區別に付てはさつき佐々木博士が言はれたから私は暫ひませぬが、必要のある場合に適當な法令が制定されることは當り前で、必要な時に法令が制定せられた時に初めて議論があることである「必要がある場合には、適當な法令が制定されなければならぬ。」と云ふことを法律で規定する必要があることあるか、斯く論じて來ますと、此の基本法の第十一条迄の中、殆んど變挺なものばかりである、唯内容を持つて居るものは、第四條、第六條と第八條の第二項、第九條の第二項、是だけが法的の性質を持つて居るものである、併し是は學校

に關する法律が別に出来るのだから其の
中に書き込めば宜い、さうするとい
うのは基本法と云ふものは全然要らない
のではないか、（拍手）、又斯う云ふ說法を
しなければ日本人が教育に付て分らぬ
と云ふことならば、それは餘りに日本人を
日本人を侮辱した言葉である、斯う
云ふ說教をしなくとも、教育の大事な
こと位は日本人は知つて居ると思ふ、
如何にしても此の基本法と云ふものは
私共には了解出来ない、此の點に付て
金森國務大臣なり、文部大臣なり、
どなたでも宜しうございますが、法律
と云ふことに付ての觀念に付て答辯は、
願ひたい、憲法の審議の際でも私は
此の議論を述べたのでありまするが、
其の時は金森國務大臣の御答辯は、
憲法と云ふものは宣言、或は其の主義
と云ふやうなことを言つても宜いの
だ、單に法規と云ふ所謂ノルムを規定
するのみでなくして、一種の宣言、一種
の理想を述べても宜いものであると
云ふ御答辯でありますたが、成る程憲
法と云ふものは、稍々政治的の分子が
非常に多いものであるから、或は宣言、
空理、空想、理想を述べてもそれは
宜いかも知れぬけれども、苟も法律と
なつて、的確な法規を定むべき一つの
形式となつてはそんなに空理、空論を
述べて居るものではないと思ふ、私は
其の説法をすると云ふことは甚だ國民
を侮辱したことであると思ふ、文部大
臣も是は宣言であると言はれ、或は理
念であると言はれた、宣言とか理念と
云ふものは内閣總理大臣の演説でも有
らしいし、教育勅語に代りたいと思ふな
らば、新憲法に依つて大變偉くなつ
來た總理大臣が居るから、其の總理大

臣が演説をすればそれで宜しい、法律で以てさう云ふことを決めなければならぬと云ふことは何處にあるのであるのか、それは私は日本國民を侮辱した觀念ではないかと、甚だ其の點に付て疑惑を持つのであります（拍手）

○國務大臣（金森徳次郎君登壇） 只今澤田議員よりして、此の教育基本法全體の大部 分が、法律を以て定むることを適當としないやうなことで出来て居るのではないか、従つて法律と云ふものに嵌るべき事柄に付ての意見を御質しなつた譯であります、私は此の教育基本法の實質的な方面に付きましては、今日未だ深い研究を致して居りませんが、それで今的一般的に斯様な法律が出来ることが疑はしいではないかと云ふことに付きましての御答をするのであります。澤田議員が仰せになりましたやうに、法律で決めて然るべき範圍と、さうでないものの範圍とは自ら分野があるものと存じて居ります、併し此の教育のことは國民に委して置けば宜い、各人の判断又は學問に委して置けば宜いと云ふ御所見に對しましては、若しも世の中の秩序が非常に安定し、各人の考の大體が歸一して居ると云ふのではありますれば、確かに其の御考は尤もであらうと思ふのであります、併し現在の非常な過渡期に於きまして、國民の考は人々に多少の差別を持つて居りまして、國が之に對しまして或限度の基本方針を樹立して進むと云ふことは、理論は姑く別と致しましても、實際の效果の上から由

しまして、是は已むに已まれない所の必然性を具へて居る所であらうと存じます、唯仰せになりましたやうに、教育の目的が何であるか、教育の方針が如何にあるべきかと云ふことは、是は實際世の中に生きるゝとして存在して居りまする所の學問とか、人々の識見に委すると云ふことが宜いと云ふことは私は全く左様に存じて居ります、併しどうしても或限度の基本的なことだけを調整して行くと云ふことは是は已むを得ないのであります、澤田さんが仰せになりましたやうに、斯う云ふ色々な制限を加ふれば、事に依ると國民の自由を妨げる、斯う云ふ風の御話がありました、私自身の考としては教育に付て若干の項目を決めますることは、理論的に言へば、國民の個人の自由を妨げるものであります、教育の方針を立てると云ふことは個人が自由に伸びて行く、學問の獨立を保障しやう、良心の獨立を保障しやうと云ふこととそこに接觸する問題を生じて来るのであります、併しそれは個人の自由も、國家が教育と云ふ一つの面に於きまして、或然るべき範圍の基本方針を立てて之を以て導いて行きますることは、必ずしも個人の自由を害する譯ではありません、そこには微妙なる接觸がある、立して行くと云ふことが一番然るべきことのやうに思ひまして、此の教育基本法の中味は色々の御意見はありませうけれども、大體の狙ひは、多少混沌として居る部分を國民の共同意識、謂

はば國民の代表者に依つて現されて居ります所の全國民の納得を基本として、實行上然るべき基準を規律して行かうと云ふことでありまするが政に、先づ大體の見地から申しまして、國の法律として定めると云ふことが、餘り程度を越えさへしなければ然るべきことのやうに存じて居ります、是は其の程度の適當なる範圍内に屬するものと存じて居ります。

要ではないと云ふやうな御意見に伺つたのでありまするが、第四條に於きましては、國民の義務教育に付て述べた所のものでありまするが、「第六條(學校教育)」と記しました所では、學校の性格、教員の身分と云つたやうなものが記されて居るのでありますて、必ずしも兩條同様のものではないと考へて居るのであります、それから尙第十條「教育は、不当な支配に服することなく、」云々とありまするのは、是迄に於きまして、或は超國家主義的な、或は軍國主義的なものに動かされると云ふやうなことがあつたものでありますからして、此の點を特に規定したものであります、今回新たにせられました所の憲法、改正せられました所の憲法の精神に則りまして、此の教育基本法が制定せられたのでありますて、憲法の改正せられました今日、矢張り此の教育方面に於ても此の法案を出しますことが刻下の必要であると考へた次第でございます。

ります、斯くの如き官僚統制の下に於て、其の運営に從事する官公吏の責任は極めて重大であることは、是は申す迄もないことでありますて、今日只今、我が國の國民全部の死命を制し殆ど生殺與奪の權をすら持つて居るものと申しても宜いのでありますて、此の點に於て官公吏の無限にして最も嚴肅なる責任を想はざるを得ないであります、又一面我が國の現状は、政

戰國として進駐軍の配下にあるのであります。幸にして我が政府に依つて行政を行ふことが許されて居るのである以上、我が國が平和の裡に無血民主革命を完遂すると云ふ其の責任が政府にあり、同時に政府を組織して居る官公吏の責任が、獨り國民に對してのみでなく、聯合軍に對しても亦重大なるを感じざるを得ないのであります。而も今日官界を擧げて數へ盡せない程の大小多數の不祥事件が續出しつつあることは何事でありますか、誠に私は遺憾に感ずるのであります。最近の司法省刑事局の御調查に基いて數字を擧げて見ますすると、敗戦の年、即ち一昨年の九月から昨年の八月に至る一年間の犯罪數、官公吏、公務員の職務に關する犯罪數であります。一箇年に起訴處分を受けたる者一千七百八十七件、微罪不起訴になつた者二千九百七十一件、併せて四千七百五十八件に上つて居ります。又昨年の九月から十二月迄の此の僅か四箇月に於きましては、一層其の率が増加を致して、起訴九百二十六件、微罪不起訴一千四百二十四件となつて居つて、一昨年からの一年間の割合から考へますと、此の四箇月で半年分済んでしまつたと云ふやうな譯であります。尙ほ舊の御想像

にも難くないことであります、が、斯くて居ることは、是亦想像に難くない所であります。斯くの如く最近に於ける官公吏の犯罪、腐敗の程度を數字的に示して居ることは、是は我々誠に敵ふべからざる事實の證據として承認をしなければならないのであります、其の他恐らくは皆様にも御承知であらうと思ひますが、今日一本の電話を布きます。するにしましても、汽車の切符を買ひます。噂を聞くことも是亦事實であります、否定することには参らぬのであります、殊に先日此の演壇に於て遞信大臣から御報告になりました三福事件の真相、竝に巨額の淮駐軍から譲受けられた物資を格納してある浦ノ岸の不正紊亂事件に至つては、實に我々信ずることの出来ない程の驚くべき、且未會有の大規模の刑事問題とも考へられるのであります。若し斯くの如き事件を曖昧に説くが如きことあらむには、それこそ由々しき政治問題とも化すべきものであります。政府の責任を糾さねばならぬ迄に事態の發展を見ゆるやも測られないときへのであります、其の御報告の際に遞信大臣は、部下に對して親心を以て臨み、事態を威ふべく擴大せざるやう配慮すると、斯う云ふやうな意味で御話になつたやうに私は聽取つたのであります。併しながらそれは時と場合、物と品とにもこそ依れ、根本的計畫の下に行はれた惡質の不正事件に對しては、是は餘りに優しく過ぎる母親の直覺にも等しく、甚だ甘過ぎた御考ではあるまいかとす。

私は考へるのであります、此の際は宜しく事實の真相を徹底的に御調査になつて、毫も假借する所なく、天下に對し黑白を明かにし、以て國民の信倚に報ゆる所あつて然るべしと信するのであります、吉田首相は組閣以來、數次に亘る議會に於て、常に其の施政方針演説の中で、官紀の釐正を說いて居られるやに承つて居ります、それにも拘らず、今日何等改善の跡を窺ひ得ず、却て反対の現象をすら生むが如きは、果して如何なることでありませうか、政府は一體真劍に吏道刷新の爲に努力をするの誠意があるのでせうか、或は吏道刷新と申すよりも、寧ろ新憲法の精神に基いて新吏道、即ち公権精神を確立さすと云ふ決心がおありであらうか、私は其の點を御伺ひ致したいのであります、或は又今日のインフレーション時代に於て、官公吏のみが獨り免れて正義、正道に生きよと云ふような注文は、是ほ頗る難きを敢て他人に求めるものであるとの辯を聞くかも知れませぬけれどもが、私が前に申上げた如く、今日の官公吏が經濟統制の全權を掌握して居ると云ふ上から致しても、特に官公吏が清廉潔白にして天下に信賴を繋ぐべき責任のあることを自覺せねばならぬと思ふのであつて、所であらうと信するのである、國民道義の昂揚は先づ官公吏の模範的正義意識から始まると申しても敢て過言ではないと信ずるのであります、即ち私は官公吏を責めるのに敢て酷なるものではなく、寧ろ官公吏をして民衆の模範的な所であらうと念願をして居るのであります、併しながら私の此の念願を達成し、吏道の刷新、新吏道の樹立を行は

が爲には一つだけ私は注文がある、それは何と申しても官公吏の生活の安定を保障をすることが不可缺の前提であることも是は考へなければならぬ點と思ふのであります、本年度の豫算案を拜見致しますと、官吏の待遇改善に關する跡は、相當政府に於ても御苦心になつたやうに認め得ますので、是は誠に結構であります、尙民間諸會社に於ける如く、厚生施設費と云ふやうなものが缺けて居るやうに想はれ、此の點は少し私物足らぬ感じが致すのであります、假に官吏一人に一年間三百圓の厚生施設費を出すと考へて見ましても、官吏の數が非常に多いのでありますから、官廳の厚生施設費は相當なものが出來るのではないか、即ち假に官吏の數を百六十萬人と見まして、總額が四億八千萬圓に上るのでありますから、之を以て或は官公吏の爲にサナトリウムの設備を漸次全國に行ふ、或は消費組合のやうなものをやつて、安い物を供給してやる、さらざんふやうな設備が出來て、官公吏に對する精神的慰安と物質的援助が、可なり程度に行はれると思ふのであります、此の點に付ては特に私は厚生大臣、大藏大臣にも御考慮を頼はしたいと存ずるのであります、之を要するに更適の刷新の要、今日より急なるものではないのであって、不正紊亂の跡を絶完遂に全力を傾注せられることは、私共の切に政府に期待して已まぬ所であります、若し徒黨を組んで官紀肅正の揚とに努められ、以て新吏道の神聖なる行動を阻止すると云ふやうな邪道の徒輩があるならば、政府は斷乎たる態度を以て之に臨み、敢て驅

けのことも出来ないやうな状況にあり、是等の點は、出来得べき限り急速に其の事実を明確にし、遞信大臣の力に於て、法律を改廃すべきものは改廃し、新に規定すべきものは規定して、我々の仕事が出来るようにして貰ひたい、之に一つ努力をいたす。顧ひたい、其の次には三福問題、回線統制本部問題に付ては、急速に其の事実を明確にし、實の調査を完了して、責任の所在を明確にし、かにして貰ひたい、二課長の休職處分は、出來得べき限り之を急速に復職せしめて貰ひたい、斯様な申出があつたのでござります、私は是等の從業員諸君が団の態度を改め、さうして國家の爲に再び奉公の誠を盡すと云ふ誠意を認められるならば、それ等の行動に付ては、餘り厳格に之に向つて斷を下すことは、餘り嚴格に之に向つて斷を下すことは、是考へなければならぬことである、故に将来は御互ひが肝膽相照して、誤解のないやうにして、國家の爲に働くからではないか、君方の今の中出に付ては諒とする、又三福問題、回線統制本部問題は、只今調査中であるからして、此の調査の完了次第、責任の所在を明かにする積りである、二課長の復職は、それは二課長が態度を改めて、さうして再び國家の爲に奉公の誠を盡すと云ふ事實が客觀的に認められるやうな時期が到来しなかつたら、それは自分に任して呉れよと云ふ申出をしましたが、それを諒と致しまして、さうして喜んで私の部屋を出たのであります、爾來是等の諸君は非常に其の前非を悔いまして、只今一生懸命に働きつゝありますから、此のことを御報告申上げます、それから慶松議員の遞信大臣は是等の者に對しては、是等の點は、出来得べき限り急速に其の事実を明確にし、出來得べき限り之を急速に復職せしめて貰ひたい、斯様な申出があつたのでござります、私は是等の從業員諸君が団の態度を改め、さうして國家の爲に再び奉公の誠を盡すと云ふ誠意を認められるならば、それ等の行動に付ては、餘り厳格に之に向つて斷を下すことは、餘り厳格に之に向つて斷を下すことは、是考へなければならぬことである、故に将来は御互ひが肝膽相照して、誤解のないやうにして、國家の爲に働くからではないか、君方の今の中出に付ては諒とする、又三福問題、回線統制本部問題は、只今調査中であるからして、此の調査の完了次第、責任の所在を明かにする積りである、二課長の復職は、それは二課長が態度を改めて、さうして再び國家の爲に奉公の誠を盡すと云ふ事實が客觀的に認められるやうな時期が到来しなかつたら、それは自分に任して呉れよと云ふ申出をしましたが、それを諒と致しまして、さうして喜んで私の部屋を出たのであります、爾來是等の諸君は非常に其の前非を悔いまして、只今一生懸命に働きつゝありますから、此のことを御報告申上げます、それから慶

い、斷乎としてやるべきものはやらなければいけない、斯う云ふ御意見でございましたが、それは私尤もであるとの感じを深く致して居ります、併しながら自分の部下がやつたことに、どうも法律上少しく是は何とか考へてやつたらば、斯くの如きことにはならなかつたのではないかと思はれますやうな事柄に付きましては、出来得べき限り寛容の態度を執つて、さうしてそれ等の者に對しての誤りを正すことに、少しも躊躇することなからしめ、心から改めて、國家の爲に貢獻すると云ふ態度に出たならば、法律の許す限りに於て、官紀の許す範圍内に於て、寛容の態度を以て臨んで、さうして國家の爲に働くいて貰ふと云ふことが、上司として私は正しい考であると思ふのでございますから、御示しの如く、計畫的なもの、惡質的なもの、或は徒黨を組んで上司の正しき行動を阻碍すると云ふが如きものは、斷じて之を看過する所はありませんが、今申上げますやうな善良な官吏が誤つて罪を犯し、誤つて事を仕損じたと云ふ時には、相當の同情心を以て臨みたい、斯様の考を持つて居るのでございます、三福問題竝に同線問題に對しましての調査は、近日之を終ることでありますから、之を以ちまして御報告旁々申上げます。

既に時間がありませんから……併し此の問題は、是だけの重大なことになつて居る事件に付て、只今の遞信大臣としての答辯だけで打ち切るのは私は餘り物足りないと考へます、従つて少く共謀等の事件に付て、もう少し私は意見を述べたいと思ひまするから、適當の時機に於て其の時間を與へて戴きたいと云ふことを申上げて置きます

昭和十四年法律第七十八号を改正する法律案

昭和十四年法律第七十八号を改正する法律案
昭和十四年法律第七十八号を改正する。
第一條　社寺上地、地租改正、寄附
(地方公共團體からの寄附については、これに實質上負担を生ぜしめなかつたものに限る。)又は寄附金による購入(地方公共團體からの寄附金については、これに實質上負担を生ぜしめたものに限る。)によって國有となつた國有財產で、この法律施行の際、現に神社、寺院又は教會(以下社寺等といふ)に対する、國有財產法によつて無償で貸し付けてあるもの、又は國有林野法によつて保管せられてあるもののうち、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、その社寺等において、この法律施行後一年内に申請をしたときは、社寺境内地処分審査会又は社寺保管處分審査会に諮問して、主務大臣が、これをその社寺等に譲與することができる。
第二條　社寺境内地処分審査会及び社寺保管處分審査会に關する規程
は、勅令でこれを定める。

の半額で、隨意契約によつて、これをその社寺等に賣り拂うことができる。

前條第一項に規定する行政処分について、訴願をした者は、前項の期間満了後も、その裁決書を受領した日から、なお三箇月内に、前項の賣拂の申請をすることができる。

第三條 第一條第一項又は前條第一項の規定によつて、譲與又は賣拂をする國有財産の範囲は、勅令でこれを定める。

第四條 第一條第一項又は第二條第一項の規定によつて、譲與又は賣拂することができる國有財産（以下從前の土地という。が、その譲與又は賣拂前に、耕地整理法による耕地整理又は都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区画整理の施行地区に編入せられた場合において、その從前の土地に係る換地処分に関する、國が清算金の交付又は補償金の支拂を受けた場合は、主務大臣は、從前の土地にあつた社寺等が、換地処分の告示のあつた時から、一年内に、申請をしたときは、第一條第一項に規定する從前の土地に係る清算金又は補償金については、その金額に相当する債権を、第二條第一項に規定する從前の土地に係る清算金又は補償金については、その金額の半額に相当する債権をその社寺等に譲渡することができる。

國が耕地整理法、都市計画法又は特別都市計画法の規定によつて、費用を負担せしめられる場合

話合の上に立會調査と云ふやうなことは、専ら大
きな問題で、さうして前の人々の處分が正
しいのか、後の人々の處分が正しいのか
と云ふやうなこと、是非曲直を争は
なければならぬやうに思ふ、併しそれ
は遞信省の役人や若しくば政府の役人
の善惡曲直を判断するに非ずして、進
駐軍方面の人々のやつたことに付て宣
いか悪いかと云ふ、問題が向ふに轉嫁
するのであるから、是以上私は調査を
すると云ふことは差控へた方が宜し
い、斯様に申上げたのであります、
で、其の點は一つ悪しからず御了承を
賜りたいのであります、それから課
長、係員諸君が私に對して陳謝をし
て、自肅自戒してさうして國
家の爲に一生懸命にやります
と言ふ此の態度は、所謂綱紀肅
正の實の一端の擧つたもので
あると私は認める、是は私事ぢやな
い、此の態度は……さう云ふやうな態
度に出たと云ふことが非常に私は喜ば
しいのであつて、之に依つて綱紀の肅
正が幾分でも是正されたと云ふことで
あれば、其の目的を達成したのである
と云ふことを私は御報告したのであつ
て、私と部課長との間が折合が附いた
からそれで宜いとか云ふやうなことと
は、それはあなたの仰しやる通り私事
でございませう、さうぢやない、さう
云ふやうに態度を改められたと云ふこ
とに依つて、遞信行政と云ふものが圓
満に進捗することになつたことそれ自
體が、國家の爲に慶祝すべきことであ
ります、次に然らば此の不正の事實如
何になりたりやと云ふ御質問でござい

云ふやうな斷を下すべきかと云ふことは、まだ判然と申上げる機會に到達致しませぬから、申上げなかつたのであります、併しながら私の聞く所に依りますと、此の前本會議で申上げましたやうに、金時計を貰つたとか、金を二千圓貰つたとか云ふことは、職務に關係ないが故に、是は賄職罪を構成しない、併しながら官吏の服務紀律から言へば、それは看過すべからざることであるが故に、此の點に付ては今自分は考へて居ると云ふことを申上げました、局長の氏名を使ひ、判を押したと云ふ點に付きましては、果して局長が其の権限を與へたのであるか、與へなかつたのであるか、局長が権限を與へたと云ふならば、其の氏名を使ひ、官印を使つたと云ふことは、官文書偽造行使と云ふことにはなりませぬ、又局長の知らない中にさう云ふことをしたと云ふことであれば、それは勿論責任があるのでありますから、それ等の點は只今検事局で取調中でありますから、私は其の結果に付て何も申上げなかつたのであります、是は結果の判明次第に適當な處置を執る、斯う云ふやうな決心を持つて居るのでござりまするから、此の點は悪しからず御了承を賜りたいのであります、それから浦賀銀行の倉庫の放出物資の點でございますが、是は先刻も申上げましたやうに、其の當時アメリカに歸られた係官が私の方に引繼いだので、引繼いだのでありまするから、私の方はちゃんと引繼を受けて、さうして其の品目表を拵へて其の當時之に關與して居りました神

云ふ要求があつた、併しそれはいけませぬ、直ちに渡す譯には行きませぬ、いや引渡したのではないのだから持つて行くのだ、斯う云ふことで持つて行かれた、それではどうも困るのではないかと云ふのが私の考です、故に其の事實を明かにしなければならぬと言ふて、言ふて聽かして居つたけれども、過般當議會に於て私が申上げる迄には其の點が明かになつて居なかつたのであります、それが其の後に於て關係方面と折衝の結果本日御報告申上げた程度に分つたのでありますから、其の點を申上げたのであります、此の倉庫にござります物資が非常に厖大であります、それが十分の整理が出來て居ない、帳簿に書いてあるものが品物がな、帳簿には書いてないけれども品物がある、或は品物を引渡したけれども代金は其の儘半年も受入になつて居らぬ、或は品物を渡す時に金を定めずして渡して後に價格を定めて勘定をしたと云ふ事實のあることは、此前申上げた通りであります、其の事實は今日に於て少しも消えて居りませぬ、それ等の點に付ては只今取調中なんですが、故に取調の結果に依りましては、其の責任を明かにすると申上げたので、それを此の儘に私が放任すると云ふことが今に帳面に記載することが出来ないとか、整理が出来ないぢやないかと云ふことあります、其の點も此の前申上げました、私が昨年の七、

月一日は通信大臣に郵便後期の如き事實の報音は私になかつたので、其のことを私が知りましたのは過般申上げました時に、或方が私に話をして呉れ、さう云ふことで驚きまして、資料局長を呼んで聽きました處が、今申上げたやうなことが判明したのであります、それならば一つ實地を見やうと云ふのが、私が浦賀方面に出張をした理由なんであります、見た結果は過般申上げましたやうに、整頓されて居る場所もあるが、整頓されて居ない場所もある、又箱の中に詰めた儘に釘著けになつて居る物があるが、其の中には何が入つて居るかと云ふことは大概の見當はつくけれども、果してどう云ふ物があり、其の箇數如何と云ふことの調査は十分出来て居ない、是ではいけない、何とか急にしなければならぬと云ふことで以て全國の係官を本省に招集致しまして、三日間に亘つてそれ等のこととに付て會議をして、私の思ふ所を述べて、少くとも斯う云ふやうな不正事があつてはいけない、人が足りなければ人を殖やし、之を整理して呉れよ、さうして世間の疑惑を一掃して貰ふやうにしなければならぬと云ふことを十分に言ひ聽かせまして、係官は任地に歸つて今精々さう云ふ點に付て努力して居るのであります、故に恐らく今月中にそれ等のことは整理が付きませう、さう云ふことを先刻申上げたのでございまして、何も人を殖やさぬで其の儘にして居ると云ふのぢやありません、人が足りなければ人を殖やしてやれ、斯う云ふことを命じて、今さう云ふ方面に向つて努力しつゝあるのでありますから、是のこととを此の議場に於て暴露して、日本政

所始めて以來の懇くの如きを宣ふ發言をいたしました。其の責任は私が負ひます、在りの儘の事實を議會に報告して、議會の議員の御質問に對し御報告をし、其の事實に對して私は何も疚しい所なく、正直な所信を斷行する決意を持つて今日居るのでありますから、責任を負ふべきことは當然責任を負ひますが、是等に付きましたは、官紀、綱紀の肅正の上に於て皆さんの御協力を御願ひし、御援助を御願ひすると云ふのが私の御願ひする全部でございます、殊に小山議員は先年私が遞信大臣に就任致しました當時にも非常に有難い言葉を私に與へて戴きました、私は感奮興奮をして肅正の實を擧ぐべく努力して居るのであります、只今の私に對する御質問に對しましては、一層私は自分の職責の重大なることを痛感致しまして、職務の爲に一路邁進致しまする決意を新たにしますから、此の點を以ちまして御了承を賜りたいのでございます。

○小山亮吾君 只今の御説明に依つて、午前の少し分り兼ねた點が更にはつきり致したやうでありますから、是で此の儘打切りますが、ちよつと數言申上げて置きます、どうぞ其の御決心を以て官紀、綱紀の肅正の爲に御努力をあらむことを御願ひ致します。

○議長(公爵徳川家正君) 日程第四、
裁判所法案、政府提出、衆議院送付、
第一讀會、木村司法大臣

○議長(公爵徳川家正君) 日程第四、
裁判所法案、政府提出 聚議院送付、
第一讀會、木村司法大臣

第二十四條（裁判権）地方裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 第十六條第四号の罪、第三十一条第一項第一号の請求及び罰金以下の刑にあたる罪に係る訴訟以外の訴訟の第一審

二 簡易裁判所の判決に対する控訴

三 第七條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

四 第二十五条（その他の権限）地方裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において

特に定める権限及び他の法律において裁判所の権限に属するものと定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

第二十六條（一人制、合議制）地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にある罪（刑法第二百三十六條、三百三十八條又は第二百三十條の罪及びその未遂罪並びに

昭和五年法律第九号第二條又は各地方裁判所長が、その議長となふる。

第三條の罪を除く。）に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第二十七条（判事補の職務の制限）判事補は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

第二十八条（裁判官の職務の代行）地方裁判所において裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する高等裁判所は、その管轄区域内の他の地方裁判所に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

第二十九條（司法行政事務）最高裁判所は、各地方裁判所の判事のうち一人に各地方裁判所長を命ずる。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にある罪（刑法第二百三十六條、三百三十八條又は第二百三十條の罪及びその未遂罪並びに

昭和五年法律第九号第二條又は各地方裁判所長が、その議長となふる。

第三十条（事務局）各地方裁判所の庶務を掌らせるため、各地方裁判所に事務局を置く。

第三十一條（支部・出張所）最高裁判所は、地方裁判所の事務の一部を取り扱はせるため、その地方裁判所の管轄区域内に、地方裁判所の支部又は出張所を設けることができる。

第三十二条（裁判官）各簡易裁判所に相應な員数の簡易裁判所に置く。

最高裁判所は、地方裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第三章 簡易裁判所

第三十三条（裁判権）簡易裁判所は、左の事項について第一審の裁判権を有する。

一 訴訟の目的の價額が五千円を超えない請求（行政処分の取消又は変更の請求を除く。）

二 刑罰として罰金が定められてゐる罪に係る訴訟。

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。禁錮以上の刑を科するのを相当と認めるときには、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

第三十四条（その他の権限）簡易裁判所は、この法律に定めるものとし、各地方裁判所長が、これを統括する。

各地方裁判所が司法行政事務を行ふのは、裁判官会議によるものとし、各地方裁判所長が、これを統括する。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にある罪（刑法第二百三十六條、三百三十八條又は第二百三十條の罪及びその未遂罪並びに

昭和五年法律第九号第二條又は各地方裁判所長が、その議長となふる。

第三十六条（裁判官の職務の代行）簡易裁判所において裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官が、二人以上のときは、最高裁判所の指名する一人の裁判官の職務を行わせることができる。

第三十七条（司法行政事務）各簡易裁判所の司法行政事務は、簡易裁判所の司法行政事務は、最高裁判所の司法院事務は、最高裁判所の裁判官が、一人のときは、その裁判官が、二人以上のときは、最高裁判所の指名する一人の裁判官がこれを掌理する。

第三十八条（事務の移轉）簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。

第三十九條（最高裁判所の裁判官の任命資格）最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

第四十條（下級裁判所の裁判官の任命）高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

第四十一條（最高裁判所の裁判官の任命資格）最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

一 高等裁判所長官

二 判事

三 簡易裁判所判事

四 檢察官

五 弁護士

六 別に法律で定める大学の法律学の教授又は助教授

諮詢委員会に諮詢しなければならない。

裁判官任命諮詢委員会に関する規程は、政令でこれを定める。

最高裁判所長官及び最高裁判所の裁判官の任命は、國民の審査に関する法律の定めるところにより國民の審査に付される。

第四十二条（裁判官の任命）裁判官の任命は、天皇がこれを認証する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることがある。

裁判官がこれを掌理する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることがある。

裁判官がこれを掌理する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることがある。

裁判官がこれを掌理する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることがある。

裁判官がこれを掌理する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることがある。

裁判官がこれを掌理する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることがある。

裁判官がこれを掌理する。

第十二條

この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支拂われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出

來高拂制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

二 賃金の一部が、日、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

前二項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する期間がある場合は、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間

三 使用者の責に帰すべき事由によつて休業した期間

四 試の使用期間

第一項の賃金の総額には、臨時に支拂われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支拂われる賃金並びに通貨以外のもので支拂われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

賃金が通貨以外のもので支拂われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評價に關する事項は、命令で定める。

雇入後三箇月に満たない者については、第一項の期間は、雇入後の期間とする。

日日雇い入れられる者については、その從事する事業又は職業について、労働に関する主務大臣の定める金額を平均賃金とする。

第一項乃至第六項によつて算定得ない場合の平均賃金は、労働に関する主務大臣の定めるところによる。

第二章 労働契約

(この法律違反の契約)

第十三條 この法律で定める基準に達しない労働條件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

(契約期間)

第十四條 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの外は、一年を超える期間について締結してはならない。

(労働条件の明示)

第十五條 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、

労働時間その他の労働條件を明示しなければならない。

前項の規定によつて明示された労働條件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

(賃貸予定の禁止)

第十六條 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第十七條 使用者は、前借金その他の債務することを條件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第十八條 使用者は、労働契約に附隨して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、保管及び返還の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

(解雇制限)

第十九條 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養するために休業する期間及びその後

のため休業する期間及びその後所定の期間を超えて引き続き使

第六十五條の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、使用者者が、第八十一條の規定によつて打切補償を支拂う場合は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

一日日雇い入れられる者は、三十日前にその予告をしなくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支拂わなければならぬ。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支拂つた場合においては、その日数を短縮することができる。

前條第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

(使用證明)

第二十二条 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位及び賃金について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

前項の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

(解雇の予告)

第二十條 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支拂わなければならぬ。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

使用者は予め第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の國籍、信條、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信をし、又は第一項の証明書に祕密の記号を記入してはならない。

使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があつた場合においては、七日以内に賃金を支拂い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。

(金品の返還)

第二十三條 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があつた場合においては、七日以内に賃金を支拂い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。

されるに至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、使用者が、一日日雇い入れられる者は、三十日前にその予告をしなくとも三十日前にその予告をしなければならない。

二 二箇月以内の期間を定めて使用者が、一日日雇い入れられる者

三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用者が、一日日雇い入れられる者

四 試の使用期間中の者

第五条の規定によつて休業する場合及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、使用者が、第八十一條の規定によつて打切補償を支拂う場合は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

一日日雇い入れられる者は、三十日前にその予告をしなくとも三十日前にその予告をしなければならない。

前項の規定は、第一号に該当する者に対するものである。

前項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三号に該当する者が、三十日間並びに産前産後の女子が

必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時)までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。

前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家庭手当、通勤手当、その他命令で定める賃金は算入しない。

(時間計算)

第三十八条 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については、

坑内労働については、労働者が坑口に入った時刻から坑口を出た時刻までの時間を、休憩時間を含め労働時間とみなす。但し、この場合においては、第三十四条第二項及び第三項の休憩に関する規定は適用しない。

(年次有給休暇)

第三十九条 使用者は、一年間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した六労働日の有給休暇を與えなければならない。

使用者は、二年以上継続勤務した労働者に対しては、一年を超える継続勤務年数一年について、前項の休暇に一労働日を加算した有給休暇を與えなければならない。

(適用の除外)

第四十一条 この章及び第六章で定める労働時間、休憩及び休日に関する機械及び器具は、必要な規格又

二十日を超える場合においては、その超える日数については有給休暇を與えることを要しない。

使用者は、前三項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に與えるとともに、その期間について平均賃金を支拂わなければならぬ。但し、請求された時季には、他の季にこれを與えることができる。

労働者が業務上負傷し、又は病にかかり療養のために休業した期間及び産前産後の女子が第六十

五條の規定によつて休業した期間は、第一項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

(労働時間及び休憩の特例)

第四十条 第八十條第四号、第五号及び第八号乃至第十七号の事業で、

公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二条の労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ。

使用者は、二年以上継続勤務することができる。

(安全装置)

第四十二条 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸氣、粉じん等による危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

第四十三条 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附属建設物について、換気、採光、照明、保溫、防濕、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十四条 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

(有害物の製造禁止)

第四十五条 使用者が第四十二条及び第四十三条の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

(安全衛生)

第四十六条 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格並

する規定は、左の各号の一に該當する労働者については適用しない。

一 第八條第六号又は第七号の事業に從事する者

二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は秘密の業務を取り扱う者

三 監視又は断続的労働に從事する者で、使用者が行政官廳の許可を受けた者

(第五章 安全及び衛生)

(危害の防止)

第四十七条 前條第二項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合には、行政官廳の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。

前項の性能検査は、同項の行政官廳の外、労働に関する主務大臣が指定する他の者に行わせることができる。

(性能検査)

第四十八条 黄りんマツチその他の命令で定める有害物は、これを製造し、販賣し、輸入し、又は販賣の目的で所持してはならない。

(健康診断)

第五十二条 一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、医師に労働者の健康診断をさせなければならない。

使用者の指定した医師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の医師の健康診断を求めて、その結果を証明する書面を使用者に提出しなければならない。

使用者は、前二項の健康診断の結果に基いて、就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他の措置を講じなければならない。

使用者は、前二項の健康診断の結果に基いて、就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他の措置を講じなければならない。

第一項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数は、命令で定める。

使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

前二項の業務の範囲、経験及び技術は、命令で定める。

(安全衛生教育)

使用者は、労働者を雇い

らぬ。

使用者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

(安全管理者及び衛生管理者)
第五十三條 一定の事業について
は、使用者は、安全管理者及び衛

生管理者を選任しなければなら
い。

前項の事業の種類及び規模並び
に安全管理者及び衛生管理者の資
格及び職務に関する事項は、命令

で定める。
行政官廳が必要であると認める
場合においては、使用者に対して、
安全管理者及び衛生管理者の増員
又は解任を命ずることができる。

(監督上の行政措置)
第五十四條 使用者は、常時十人以
上の労働者を就業させる事業、命
令で定める危険な事業又は衛生上
有害な事業の建設物、寄宿舎そ
の他の附屬建設物又は設備を設置
する命令で定める危害防止等に関する
場合においては、第四十五條又
は第九十六條の規定に基いて発す
る命令で定める危害防止等に関する
命令を定めた計画を、工事
着手十四日前までに、行政官廳に
届け出なければならない。

行政官廳は、労働者の安全及び
衛生に必要であると認める場合に
おいては、工事の着手を差し止め、
又は計画の変更を命じることができる。
第五十五條 労働者を就業させる事
業の建設物、寄宿舎その他の附屬
建設物若しくは設備又は原料若し
くは材料が、安全及び衛生に関し
定められた基準に反する場合にお
いては、行政官廳は、使用者に対し
て、その全部又は一部の使用の停
止、変更その他必要な事項を命ず
ることができる。

止、変更その他必要な事項を命ず
ることができる。

前項の場合において、行政官廳
は、使用者に命じた事項について
必要な事項を労働者に命ずること
ができる。

(最低年齢)
第六章 女子及び年少者

第五十六條 満十五才に満たない兒
童は、労働者として使用してはな
らない。但し、満十四才以上の兒
童で、命令で定める義務教育の課
程又はこれと同等以上と認める課
程を修了した者については、この
限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八
條第六号乃至第十七号の事業に係
る職業で、兒童の健康及び福祉に
有害でなく、且つその労働が軽易
し、移轉し、又は変更しようとする
場合においては、第四十五條又
は第九十六條の規定に基いて発す
る命令で定める危害防止等に関する
命令を定めた計画を、工事
着手十四日前までに、行政官廳に
届け出なければならない。

(年少者の証明書)
第五十七條 使用者は、満十八才に
満たない者について、その年齢を
証明する戸籍証明書を事業場に備
え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定に
よつて使用する兒童については、
修学に差し支えないことを証明す
る學校長の証明書及び親権者又は
後見人の同意書を事業場に備え付
けなければならない。

(未成年者の労働契約)
第五十八條 親権者又は後見人は、
未成年者に代つて労働契約を締結
してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政
官廳は、労働契約が未成年者に不
利であると認める場合において
は、將來に向つてこれを解除する
ことができる。

(賃金) 第五十九條 未成年者は、独立して
賃金を請求することができる。親
権者又は後見人は、未成年者の賃
金を代つて受け取つてはならない
い。

(年少者の労働時間及び休日)
第六十條 第三十二條第二項、第三
十六條及び第四十條の規定は、滿
十八才に満たない者については、
これを適用しない。

第五十六條第二項の規定によつ
て使用する兒童については、第三
十二條第一項の労働時間は、修学
時間(通算して、一日について七
時間、一週間にについて四十二時間
とする)とする。

使用者は、第三十二條第一項の
規定にかかわらず、満十五才以上
(第五十六條第一項但書に規定す
る満・四才以上を含む)で満十八
才に満たない者については、一週
間の労働時間が四十八時間を超え
ない限り、一週間のうち一日の勞
働時間を四時間以内に短縮する場
合においては、他の日の労働時間

(女子の労働時間及び休日)
第六十一條 使用者は、満十八才以
上の女子については、第三十六條
の協定による場合においても、一
日について二時間(一週間にについ
て六時間、一年について百五十時
間を超えて時間外労働をさせ、又
は休日に労働させはならない)。

親権者若しくは後見人又は行政
官廳は、労働契約が未成年者に不
利であると認める場合において
は、將來に向つてこれを解除する
ことができる。

(深夜業)
第六十二條 使用者は、満十八才に
満たない者又は女子を午後十時か
ら午前五時までの間ににおいて使用
してはならない。但し、交番制に
よつて使用する満十六才以上の男
子については、この限りでない。

労働に関する主務大臣は、必要
であると認める場合においては、
前項の時刻を、地域又は期間を限
つて、午後十一時及び午前六時と
することを適用しない。

(深夜業)

第六十三條 使用者は、満十八才に
満たない者又は女子を第四十九條

項の時刻は、午後八時及び午前五
時とし、第二項の時刻は、午後九
時及び午前六時とする。

(危険有害業務の就業制限)
第六十四條 使用者は、満十八才に
満たない者又は女子を第四十九條

の規定による危険な業務に就か
せ、又は命令で定める重量物を取
り扱う業務に就かせてはならな
い。

使用者は、満十八才に満たない
者を、毒劇薬、毒劇物その他有害
な原料若しくは材料又は爆発性、
発火性若しくは引火性の原料若し
くは材料を取り扱う業務、著しく
は高圧の場所における業務その
他の安全、衛生又は福祉に有害な場
所における業務に就かせてはなら
ない。

前項の規定は、同項に規定する
業務中一定のものについて、命令
で満十八才以上の女子に、これを
適用することができる。

前項の規定は、同項に規定する
業務の範囲及び前項の一定の業務
の範囲は、第三十三條第一項の規
定によつて労働時間(延長する場
合又は第八條第六号、第七号、第
十三号、第十四号及び電話の事
業については、これを適用しない。
但し、第十四号の事業に適用され
ない。但し、第一項及び第二項の事
業について、この限りでない。

(坑内労働の禁止)
第六十五條 使用者は、満十八才に
満たない者又は女子を坑内で労働
させてはならない。

(産前産後)
第六十六條 使用者は、六週間以内
に出産する予定の女子が休業を請
求した場合においては、その者を

就業させてはならない。

使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。

但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に轉換させなければならぬ。

使用者は、育児時間においては、他の軽易な業務に就かせることは、差し支えない。

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に就かせることは、差し支えない。

第六十六條 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四條の休憩時間の外、一日二回各少くとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができ

第六十七條 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

使用者は、前項の育児時間中は、その女子を使用してはならない。

(生理休暇) 第六十七條 使用者は、生理日就業が著しく困難な女子又は生理に休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

第六十八條 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八才に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときは、この限りでない。

(帰郷旅費) 第六十八條 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八才に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときは、この限りでない。

第六十九條 使用者は、前項の規定に基づいて発する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支拂の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規定による認定においては、行政官廳に届け出るに基いて労働者を雇い入れた場合においては、行政官廳に届け出

第七章 技能者の養成

(徒弟の弊害排除)

第六十九條 使用者は、徒弟、見習、養成工その他名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に關係のない作業に従事させてはならない。

て、技能を習得する者であることの証明書の交付を受け、これを事務場に備え付けなければならない。

第七十二条 前二條の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を與えなければならない。

第七十三条 第七十條及び第七十一條の規定の適用を受ける労働者がその資格を失い、又は認可の條件に反した場合においては、行政官廳は、第七十一条の認可を取り消すことができる。

第七十四条 第七十條の規定に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第十四條の契約期間、第二十四條の賃金の支拂、第三十一條の最低賃金並びに第四十九條及び第六十一条の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができる。

前項の規定に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第十四條の契約期間、第二十四條の賃金の支拂、第三十一條の最低賃金並びに第四十九條及び第六十一条の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができる。

(休業補償)

第七十六条 労働者が前條の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてよい。

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおかつたとき身体に障害が存する場合においては、使用者はその障害の程度に応じて、平均賃金に別表第一に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

第七十八条 労働者が重大な過失によって業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官廳の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてよい。

第七十九条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

第八十条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行ふ者に対して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければならぬ。

第八十一条 第七十五條の規定によつて補償を受ける労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかる場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

第八十二条 使用者は、支拂能力のあることを証明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

第八十三条 補償を受ける権利はあることを証明し、補償を受けるべき者の退職によつて変更されることはない。

第八十四条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第八十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかる場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

第八十六条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

第八十七条 劳働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行ふ者に対して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければならぬ。

第八十八条 第七十五條の規定によつて補償を受ける労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかる場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

第八十九条 劳働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行ふ者に対して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければならぬ。

開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてよい。

第九十条 使用者は、支拂能力のあることを証明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

第九十一条 補償を受ける権利はあることを証明し、補償を受けるべき者の退職によつて変更されることはない。

第九十二条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第九十三条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第九十四条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第九十五条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第九十六条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第九十七条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第九十八条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第九十九条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第一百条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第一百一条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第一百二条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第一百三条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

第一百四条 補償を受ける権利は、これを譲り受けた者に譲り受けた者を代表する者について、労働に関する主務大臣が各同数を委嘱する。

地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署は、労働に関する主務大臣の直接の管理に属する。労働基準局の職員の定員並びに地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署の位置、名稱、管轄区域及び職員の定員は、命令で定める。

第九十八條 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、労働に関する主務省及び都道府県労働基準局に労働基準委員会を置く。労働基準委員会は、労働に関する主務大臣及び都道府県労働基準委員会を置く。局長の諮問に應するの外、労働條件の基準に関して関係行政官廳に建議することができる。

労働基準委員会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同数を委嘱する。

前三項に定めるものの外、労働基準委員会に関し必要な事項は、命令で定める。

第九十九條 労働基準局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置く。労働基準監督署長は、都道府県の外、命令で定める必要な職員を置くことができる。労働基準監督官の資格及び任免に関する事項は、命令で定める。

は、命令で定める労働基準監督官をして行わせる分限委員会の同意を必要とする。(労働基準監督官の権限) 第百條 労働基準局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受け、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に關する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準委員会、中央賃金委員会、技能者養成委員会及び労働基準監督官分限委員会に關する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

地方労働局長は、労働基準高長の指揮監督を受けて、管内の都道府縣労働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

都道府県労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整、労働基準監督官は、この法律及び委員会及び労働者災害補償審査委員会に關する事項その他の法律の施行に關する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

労働基準監督署長は、都道府

県の外、命令で定める必要な職員を置くことができる。

労働基準監督官は、その事実を行政官廳に申告する。

(監督機関に対する申告)

第一百條 事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官廳又は労働基準監督官に申告する

ことができる。

(労働基準監督官の権限)

第百一條 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附屬建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に對して尋問を行うことができる。

医師たる労働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかかる疑のある労働者の検診をすることができる。

労働基準監督官は、製造を禁止された有害物の検査に必要な分量に限つて、無償で製品の見本又は原料を收去することができる。

前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を證明する証票を携帶しなければならない。

の労働基準監督官をして行わせることができる。

(労働基準監督官の権限)

第百二條 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附屬建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求めて、又は使用者若しくは労働者に對して尋問を行うことができる。

医師たる労働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかかる疑のある労働者の検診をすることができる。

労働基準監督官は、製造を禁止された有害物の検査に必要な分量に限つて、無償で製品の見本又は原料を收去することができる。

前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を證明する証票を携帶しなければならない。

使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対しても解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

(記録の保存)

第百五條 労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。労働基準監督官を退官した後においても同様である。

(労働基準監督官の義務)

第百六條 使用者は、この法律及びこの法律に基いて発する命令の要旨並びに就業規則を、當時各作業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

使用者は、この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち、寄宿舎に関する規定及び寄宿舎規則を、寄宿舎の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、寄宿舎に寄宿する労働者に周知させなければならない。

使用者は、この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち、戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して、無料で証明を請求することができる。使用者が、労働者に對して、無料で証明を請求することができる。使用者が、労働者に對して、無料で証明を請求することができる。

使用者は、この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち、戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して、証明を請求することができる。

基礎となる事項及び賃金の額その他の命令で定める事項を賃金支拂の都度遅滞なく記入しなければならない。

(賃金台帳)

第百九條 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び履入、解雇、災害補償、賃金その他労働關係に関する重要な書類を三年間保存しなければならない。

(報告の義務)

第百十條 使用者は又は労働者は、この法律の施行に關して、行政官廳又は労働基準監督官から要求された場合においては、遅滞なく必要な事項について報告し、又は出頭しなければならない。

(無料証明)

第百十一條 労働者及び労働者に對する使用者は、戸籍に關して、戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して、証明を請求することができる。

(無料証明)

第百十二條 この法律及びこの法律に基いて発する命令は、國、都道府縣、市町村その他これに準ずべきものに對して適用あるものとする。

(國及び公共團體についての適用)

第百十三條 この法律に基いて発する命令は、その草案について、公聽会で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聽いて、これを制

定する。

第百四條 事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、遲滞なく訂正しなければならない。

第百五條 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の

別表第一

身体障害等級及び災害補償表

別表第二

種別	等級	災害	補償
障害補償	第一級	二四〇日分	遺族補償
	二級	二二三日分	
	三級	一八八日分	
	四級	一六四日分	
	五級	一四二日分	
	六級	一二〇日分	
	七級	一〇〇日分	
	八級	八〇日分	
	九級	六三日分	
	十級	四八日分	
	十一級	三六日分	
	十二級	二五日分	
	十三級	一六日分	
	十四級	九日分	
	十五級	一八〇日分	

○國務大臣河合良成君登壇

國務大臣(河合良成君) 只今議題となりました労働基準法案の提案理由を説明致します。終戰以來労働組合法と労働関係調整法の制定に依りまして、我が國の労働法制は漸次整備されて來たのでありまするが、是等の労働法制は、労働條件の決定を公正ならしむる爲に如何なる方法を執るかの手段を規定したものでありますて、未だ労働條件其のものゝ實體を規定する法律は制定せられて居ないのであります、工場法、商店法、労働者災害扶助法、工業労働者最低年齢法等の從來の労働保護法は特定の労働者を對象とし、特定の事項に付て斷片的に労働條件の内容を規定して居りまするが、其の狙ひは女子及び年少者の保護、或は産業災害の撲滅並に對する生活の扶助と云ふことが目的でありますて、全面的に労働條件の基準を定めることを目的とした法律ではないであります、新憲法は其の第二十七條第二項に於て「賃金、就業時間、休憩その他の勤労條件に関する原則であると前提致しますれば、労働條件の決定は、團體協約に依ると、個人契約に依るとの別なく、労働關係の當事者の自由に委さるべきでありますて、其の關係は、労働組合法と労働關係調整法の規定する方法と範圍内に於ては、専ら労働條件の問題として解決されることになるのでありまするが、新憲法は、労働條件に付ては斯かる契約自由の原則を修正致しまして、法律が労働條件に付て一定の基準を設くべきことを義務づけて居るのであります、御承知の如く、近

時に於きまする労働不安に付きましては、其の原因は一にして止まらぬのであります。斯かる労働不安の原因を解消するに貢獻する處少からざるもののがあります。若し勞働條件が勞働者のは最低生活を保障するに足るものではあるならば、斯かる労働不安の原因を解消するに貢獻する處少からざるものがあると判断されるのであります。政府は諸般の情勢と新憲法の趣旨に鑑み、茲に労働基準法案を作成致しまして、本議會に提案することとなつたのであります。此の法案の作成に當り、特に条件の決定に關する基本原則の闡明と云ふこととあります。既に労働條件に付て契約自由の原則を修正し、國家が双方にとつて其の赴くべき所を示さざる基準を決定する以上、其の基本原則が定めらるべきは當然であります。之を法律に闡明することに依つて、労資双方にとつて其の赴くべき所を示さざるものであります。本法案第一條に、労働條件の原則として「労働條件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要な充たすべきもの」たるる規定を設けました。以下労働憲章と致しまして、労働者使用者間に効力ある特別關係は、動もすれば労働關係の当事者間に身分的な拘束關係を惹起して、使用と云ふ特別關係が設定されることは當然のこととあります。斯かる労働關係は、勤められたる労働者とその強制貯蓄、寄宿舎制度等の所産として現存しつゝある封建的遺制は勞働條件の基準設定に當つて、嚴に之を一掃しましても、長期労働契約、前借金、

べきものとの考へるのであります、第三點は、千九百十九年以來の國際労働會議で最低基準として採擇され、今日廣く我が國に於ても理解されて居る八時間労働制、週給制、年次有給休暇制の如き基本的な制度を一應の基準として、此の法律の最低労働條件を定めたことであります、戰前我が國の労働條件が他の文明國に劣つて居たことは、國際的に顯著なことでありました、敗戦の結果荒廢に歸しました我が國の產業は、其の負擔力に於て著しく弱化して居ることは否めないのでありますするが、政府としては日本再建の重要な役割を擔當する労働者に對して、國際的には認められて居る基本的な労働條件を保護し、以て労働者の心からなる協力を期待することが日本産業復興と、國際社會への復歸を促進する所以であると信ずるのであります、今日の労働情勢は誠に憂ぶべきものがありります、今日迄の政府の施策の必ずしも十分でなかつたことは率直に認めねばならぬことでありまするが、何分敗戦後の國情として萬事意の如く參らぬ客觀的事態にあることも事實であります、又一方思想の轉換期に於て、労働者が其の権利の主張に急にして、義務と責任を怠り、規律と自覺に缺ける所のあつたと云ふ事實も否定する譯に行かぬのであります、そこで一切の過去のことは過去たらしめ、今回の労働基準法制定を機と致しまして、労働者も經營者も、將又一般國民も心機一轉、お互に兄弟として手を携へて、日本再建の爲、民族の平和的發展の爲に立上られむことを希望して已まぬ次第であります、以上の如き理由と考慮に基いて、政府は労働基準法案を本議會に提出した次第であります、何卒御審議の上御協賛あらむことを希望致します。

○子爵戸澤正己君 只今議題となりました労働基準法案は、其の特別委員の數を十九名とし、委員の指名を議長に一任するの動議を提出致します。

○子爵今城定政君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませんか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない認めます、特別委員の氏名を朗讀致します

させます

〔小野寺書記官朗讀〕
労働基準法案特別委員

公爵島津 忠承君	侯爵佐竹 義栄君
伯爵東久世通忠君	子爵岩下 家一君
男爵長 基連君	男爵山根 健男君
男爵内田 敏雄君	種田 虎雄君
膳 桂之助君	竹中藤右衛門君
伊藤 傳七君	畠山 一精君
丹羽 駿吉君	小汀 利得君
渡邊 譲造君	伊藤 豊次君
古垣 鐵郎君	

○議長(公爵徳川家正君) 次會の議事日程は決定次第彙報を以て御通知に及びます、本日は是にて散會致します
午後三時四分散會